

令和3年度豊明市立内山保育園移管先事業者募集の質問に関する回答

No.	質問	答
1	移管後の施設名について、『内山保育園』名称を継続して使用する必要がありますか。それとも検討した名称を使用することは可能ですか。	移管後の名称については、応募者の提案を基に、地域や在園児童の保護者等からの要望等を踏まえ決定していきます。
2	オペレーションを行うなかで、これまでの内山保育園の保育方針や運用(シフト管理・行事内容・連絡帳)を引き継ぐ必要はありますか。それとも弊社独自の保育方針や運用を導入してもよいのでしょうか。また事業者に対する裁量に制限があるのであれば、その具体的な内容を教えていただきたい。	内山保育園の保育内容を踏まえ、事業者が考える保育方針や運用方法等の取組をご提案ください。
3	引継ぎ期間のオペレーションはあくまで現行の内山保育園の指示のなかで行っていく必要がありますか。それとも移管後の運用を見据え、引継ぎ期間のなかで移管後の運用も見据え、引継ぎ期間のなかで移管後に運用予定のオペレーションへ少しずつ変更を加えていくことも問題ないでしょうか。また、引継ぎ期間中に人件費等の諸経費が発生しますが、そこに対する助成はあるのでしょうか。	移管前にオペレーションを変更することは想定していません。また、引継ぎ期間中の人件費助成を要望する場合は、提案内容に含めてください。内容を踏まえて予算措置を検討します。
4	以下の資料をいただくことは可能でしょうか。 ①耐震補強設計時の構造図、構造計算書 (改修における過重変更等におけるIs値確認のため) ②現況立面図、断面図、敷地測量図 ③②に加え、平面図、配置図についてのCADデータ ④確認申請(計画通知)副本、書類一式	建物に係る関係書類は、必要に応じて閲覧可能としますので、その際は事前にご連絡ください。このほか、募集要項に併せて、内山保育園図面を掲載していますのでご活用ください。なお、一部持ち合わせていない図面等もあります。
5	令和5年4月からの保育の引継ぎに関して、豊明市及び保護者の方々からの具体的なご要望はありますか。	保護者からの具体的な要望はこども保育課に届いていませんが、市としては、子どもや保護者に混乱が生じないように十分に配慮していただきたいと考えています。
6	移管後の豊明市からの保育士の引継指導業務はお考えでしょうか。お考えにありましたら期間、人数をお教えてください。	移管後は市の保育士による引継は考えていません。

7	移管後の令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間の定員増及び老朽化のための改修工事にあたり、仮園舎の計画がある場合は仮園舎に対する補助金は交付対象となりますか。	要項6(2)に記載のとおりです。交付対象となるか否かは提案内容を国に協議したうえでの判断となります。
8	移管後の土地の賃貸借に関する補助金は交付対象になりますか。	要項6(2)に記載のとおりです。交付対象となるか否かは提案内容を国に協議したうえでの判断となります。(建物の改修等の期間に限る。)
9	移管後の改修計画に関して、現在の内山保育園の設備図、構造図、構造計算書、耐震補強工事時の検討書及び図面等は頂けますでしょうか。	建物に係る関係書類等は、必要に応じて閲覧可能としますので、その際は事前にご連絡ください。このほか、募集要項に併せて、内山保育園図面を掲載していますのでご活用ください。なお、一部持ち合わせていない図面等もあります。
10	工事に関わる事項(設計、解体、施工等)に関する契約行為、契約内容の実施に関して事業開始前年度(令和5年度)から可能か。	可能です。なお、補助金交付を受ける場合は国の補助金交付内示前に行った契約行為は補助対象とならないことに留意してください。(補助金の交付内示は令和6年度を想定)
11	給食の提供に関して、事業開始後一定期間ケータリング等を作ることは可能か。また、搬入について他の公立保育園へ協力を要請することは可能か。	やむを得ない事情により自園調理を行うことが困難な場合は保護者に説明を行い、かつ市と協議のうえであればケータリング等の判断を妨げるものではありません。なお、搬入について他の公立保育園への協力要請に応じることはできません。
12	現在使用されている駐車場についての移管後も利用は可能か。また利用料は。	要項5(4)記載のとおりです。
13	計画通知書(民間でいう建築確認申請時)の床面積表の開示をお願いします。	募集要項に併せて「内山保育園図面」を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。なお、必要に応じて関係図面の閲覧を可能としますので、その際は事前にご連絡ください。

14	移管先事業者応募関係書類提出表の番号11のIS値についてですが、既存建物の改修の場合、現状0.7以上あると考えて書類提出は今回不要と考えてよろしいですか。	耐震診断結果に影響を与えるような大掛かりな改修工事を行う場合を除き、IS値を確認するための関係書類の提出は必要ありません。
15	電気設備についてですが、今回既存建物の受変電設備はキュービクルと考えてよろしいでしょうか。	既存建物にはキュービクルの設置がありません。
16	移管先事業者応募関係書類提出表の番号12の「許可等に係る関係機関と協議状況調書」ですが、今回の改修工事で増築を行わない場合、建築確認申請は不要と考えてよろしいでしょうか。また、消防署及び厨房施設の保健所については事前相談が必要でしょうか。	申請の必要有無や関係機関との事前相談については、直接許可等に係る関係機関に相談のうえ判断してください。そのうえで関係機関と協議の結果、必要とされる場合は番号12の「認可等に係る関係機関と協議調書」のご提出をお願いします。
17	プレゼンについては、パワーポイントを使用した方法でよろしいでしょうか。その場合の機器類は事業者で準備するのでしょうか。	パワーポイントの使用有無について指定はありません。使用する場合は、スクリーン、プロジェクターについては市にて準備する予定です。
18	選考についての基準はあるのでしょうか。また外部の選考委員がおられるのでしょうか。	審査項目として①事業者の基本方針、②経営の安定性、③計画の妥当性、④事業の運営方針、⑤定員拡大の方策 があります。その他選考に関する事項については回答いたしかねます。
19	様式3の事業計画書 運営について(1)の健康管理・保育に関する考え方についての項目において、「健康管理に関するマニュアル」を添付してもよろしいでしょうか。	記載事項を記入いただいたうえで、別にマニュアルがある場合は、添付していただいても構いません。
20	様式3の事業計画書 運営について(2)の事故防止等の安全対策についての項目において「安全管理マニュアル」を添付してもよろしいでしょうか。	記載事項を記入いただいたうえで、別にマニュアルがある場合は、添付していただいても構いません。

21	<p>様式3の事業計画書 (1)給食管理についての項目と(2)個別食への対応についての項目においてマニュアルを添付してもよろしいでしょうか。</p>	<p>記載事項を記入いただいたうえで、別にマニュアルがある場合は、添付していただいても構いません。</p>
22	<p>・既存施設の改修が基本と見受けられますが代替案の検討も可能となります。既存施設の解体と園舎新設の提案も可能でしょうか。</p> <p>・新設が可能となった場合、新園舎への移転完了後の旧施設の解体に係る費用は、保育所等整備交付金の対象となりますでしょうか。(この新設が保育所等整備交付金の「改築」や「増改築」に該当しますか。「創設」であれば質疑応答集P15 A65にあるとおり補助対象外となる為。)その際、対象額となる定員は60名となりますか。また、仮設施設整備工事費も解体撤去工事費同様対象となりますか。</p> <p>・23が対象となる場合、現状の敷地外で新園舎や仮設園舎を建てるとなった場合、保育所等整備交付金の本体工事費にある土地賃借料加算の対象となりますか。(またこの加算は毎年頂けるものでしょうか。)</p>	<p>・既存の敷地(敷地の拡張を含む)を活用することを前提とする場合は、園舎の新設を提案することは妨げません。したがって既存の敷地を活用しない別の敷地での園舎の新設はできません。</p> <p>・各種費用について、交付対象となるか否かは、提案内容を国に協議したうえでの判断となります。(土地借料加算については建物の改修等の期間に限る。)また、対象となる場合の解体撤去工事費の定員区分は移管日時点の定員となります。(なお、整備区分や土地借料加算については、「質疑応答集」P6 Q18、P14 Q58をご確認ください。)</p>
23	<p>仮設園舎を建築するとなった場合、現施設の移管日が令和6年4月1日とありますが、これまでに仮園舎を建築し、移管日に仮園舎へ移転することは可能でしょうか。移転後の解体から新築まで1年しかないことから、仮園舎への移転を早める(その分仮設園舎の建築も早める)ことは可能でしょうか。</p>	<p>事業者の負担において事前に仮園舎を建築し、保護者の理解を得たうえで移管日に移転することは可能です。なお、この場合の仮園舎に要する経費の補助はありません。</p>
24	<p>25の場合でも建物の無償譲渡を受けて登記手続きが必要となりますか。</p>	<p>解体を予定した建物の登記については、法令等の必要手続きを確認の上、事業者の判断により適切に対応してください。</p>

25	<p>1歳児保育実施費補助事業 ⇒例えば5名定員に対し保育士1名を配置すればその1名に対して補助対象となる認識で間違いはないか。またその金額をお示し願いたい。</p>	<p>当補助事業は、国基準で定める1歳児に対する保育士の配置基準(6:1)より手厚い本市の配置基準(5:1)において、公定価格上の人件費より更に支出が増加することが見込まれるため、人件費の一部を補助する事業になります。令和3年度補助予定額(概算)は159万円となります。(1歳児クラスの利用定員を15人とした場合)</p>
26	<p>延長保育事業 ⇒具体的な金額をお示し願いたい。</p>	<p>当事業の補助予定額は、国の補助金の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の延長保育事業に定める額としていますので、そちらをご参照ください。</p>
27	<p>保育補助者強化事業、保育体制強化事業 ⇒何名まで対象となるか。実支出額の上限をお教え願いたい。</p>	<p>当事業の補助予定額は、国の補助金の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める基準額を補助額の上限としており、人数の制限はしておりません。詳しくはそちらをご参照ください。</p>
28	<p>様式2 既設保育所の実績に記載する運営保育所ですが5件以上運営している場合は別紙で運営施設一覧表を提出したほうがよろしいですか。</p>	<p>欄が不足する場合は、別紙にて提出してください。</p>
29	<p>事業計画書ですが枠外に【欄が不足する場合は、別紙にて提出してください。ただし、各項目A4サイズ1枚以内とすること。】と記載がありましたが、両面印刷1枚の認識でよろしいですか。</p>	<p>各項目片面印刷A4サイズ1枚以内としてください。</p>
30	<p>施設管理者の履歴書について ・様式2で記載している園の施設長の履歴書を記入するのか。 ・本公募における施設長候補者の履歴書を記入するのか。 ・本公募において施設長候補者の選出は必須でしょうか。</p>	<p>移管後の施設管理予定者の履歴書を作成してください。審査対象となります。</p>

31	<p>保育所の運営について (保育の引継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、内山保育園に勤務されている保育士の方は、移管後に弊社の雇用となって継続勤務していただくことは可能ですか。または、ご意向をうかがう機会はいただけますか。 	<p>内山保育園で勤務している職員は、移管後は他の市立保育園での勤務を想定しています。なお、職員の法人雇用の希望等があればお伝えいたします。</p>
32	<p>財産について (物品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する物品について制限はありますか。 ・移管前において新たに購入を希望することは可能ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限する予定はありませんが、別の公立保育園で活用するなど物品譲渡が決定している場合などは、希望に添えない場合があります。 ・移管前に事業者の負担で購入することは可能ですが、移管日以前に内山保育園に納品することはできません。
33	<p>施設管理者の履歴書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者について万が一、申請書の提出後から移管前までに変更となった場合、認められますか。 	<p>要項10(2)記載のとおりです。</p>